

藤沢市印鑑条例の一部改正について
藤沢市印鑑条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市印鑑条例の一部を改正する条例

藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「又は個人番号カード」を「若しくは個人番号カード又は利用者証明用電子証明書が搭載された移動端末設備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、印鑑登録証明書の交付の申請において、マイナンバーカードと同等の電子証明書サービスを、新たにスマートフォンにより利用できることとするため、所要の改正をする必要による。